



福祉

## 令和7年3月末で終了します 高齢者運転免許証自主返納支援事業

申請・問い合わせ先

▷高齢者運転免許証自主返納支援事業について 高齢課高齢者支援担当

☎(981)0115 ☎(584)3090 ID 1001976

▷コミュニティバス「やよい」について 都市計画課計画担当

☎(584)1135 ☎(584)1143 ID 1014883

市は、運転免許証を自主的に返納した70歳以上の人に一定の支援を行う「高齢者運転免許証自主返納支援事業」を行ってきました。

令和6年9月16日から、70歳以上の市民のコミュニティバス「やよい」の運賃を無料化したことなどに伴い、令和7年3月末で同事業を終了します。

今後は、コミュニティバスを含む公共交通機関を積極的に利用してください。

### ○高齢者運転免許証自主返納支援事業

希望する人は早めに手続きをしてください。

**対象** 運転免許証を自主的に返納した70歳以上の市民(要件あり)

**内容** ニモカ(交通系ICカード乗車券)5,000円分を交付

※利用可能額4,500円+デポジット(預り金)500円です。

**申請期限** 3月31日(月)

※要件や申請方法など詳しくは問い合わせるか、市ウェブサイトを見てください。

### ○コミュニティバス「やよい」70歳以上運賃無料化 (高齢者ICカード交付事業)

利用には事前に申請が必要です。

**対象** 70歳以上の市民

**申請場所** 市役所(都市計画課)

**申請に必要なもの** 住所、氏名、生年月日が確認できる公的機関が発行した本人確認書類(マイナンバーカード、介護保険被保険者証など)



市政

## 紛失などの場合は通常より早く発行できます マイナンバーカードの特急発行

申請・問い合わせ先 市民課受付戸籍担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1141 ID 1015330

令和6年12月2日から、マイナンバーカードの交付を特に速やかに受ける必要がある人(乳児、紛失による再交付など)を対象に、申請から最短で1週間程度でマイナンバーカードを受け取ることができる特急発行が開始されました。

**対象など** 別表参照

**持ってくるもの** 本人確認書類

▷A書類(\*1)2点

▷A書類1点+B書類(\*2)1点

▷B書類2点+照会書(\*3)

※法定代理人の同行が必要な場合は法定代理人の本人確認書類も必要です。

### 別表

| 対象        | 申請できる期間        | 手数料    |
|-----------|----------------|--------|
| 乳児(★1)    | 1歳になる前日まで(★2)  | 無料     |
| カードを紛失した人 | 紛失届をした日から30日以内 | 2,000円 |

★1 申請時に1歳未満の場合、顔写真のないマイナンバーカードが発行されます。

★2 出生届と同時に申請することもできます。この場合、本人および法定代理人の来庁(本人確認書類提示)は不要です。

※国外からの転入者、マイナンバーカードの追記欄に余白がなく継続利用できない人なども対象です。詳しくは問い合わせてください。

\*1 A書類の例:運転免許証、パスポート、在留カード(顔写真付き)など

\*2 B書類の例:健康保険証、資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳など

\*3 照会書については問い合わせてください。

**申請方法** 申請者本人が窓口で申請する

※15歳未満や成年被後見人の場合、法定代理人の同行が必要です。

### 受取方法

▷自宅への郵送(転送不要の簡易書留など)

※顔認証マイナンバーカードを希望する場合など、郵送対応ができない場合があります。

▷市役所窓口





## 災害に備えて情報を共有しています 避難行動要支援者名簿

提出・問い合わせ先 福祉支援課地域福祉担当

☎(981)0118 📠(584)1142 📠1013537

市は災害対策基本法に基づき、災害時の避難に支援が必要な人（避難行動要支援者）への円滑な支援を行うため、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は、災害の発生に備え、平常時から避難支援等関係者（※）に提供しています。

※避難支援等関係者とは、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、消防署や警察署など避難支援に携わる関係者です。今後、地域の見守り活動に取り組む自治会にも提供を行う予定です。

**対象** 要介護認定3以上、身体障害者手帳1、2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級その他避難支援などを必要とする人

**内容** 住所、氏名、生年月日、性別、避難支援などを必要とする事由

※名簿に登録されることで、災害時の支援の実施が保証されるものではありません。

### ○名簿の提供を希望しない場合

避難支援等関係者に、平常時から名簿情報を提供することについて同意しない人は、3月14日（金）までに「春日市避難行動要支援者名簿情報提供不同意届出書」を提出してください。

※届出書は、市ウェブサイトまたは窓口で入手できます（希望者には郵送可）。

※災害発生時、または発生する恐れがある場合は、災害から身を守るために、本人の同意なしに避難支援等関係者に名簿情報の提供ができるようになっていきます。



## 送付しています 市国民健康保険医療費通知（医療費のお知らせ）

問い合わせ先

▷医療費通知について 国保医療課国保担当

☎(584)1121 📠(584)1141 📠1010965

▷医療費控除について 筑紫税務署

☎(923)1400代

市国民健康保険の被保険者に対して、医療費通知（医療費のお知らせ）を年に6回各世帯に送付しています。医療費通知は、医療費控除の添付書類として使用できます。ただし、11、12月受診分の医療費通知は、3月上旬に発送します。2月中に申告をする場合は、医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を確定申告書に添付して提出してください。

市国民健康保険以外の保険加入者の医療費通知については、加入している健康保険などに確認してください。

※医療費の領収書は確定申告の期限から5年間保存する必要があります。医療費控除に関することは、国税庁ウェブサイトを確認するか、税務署に問い合わせてください。



▲国税庁ウェブサイト



## 意見を募集します（パブリックコメント） 春日市子ども・子育て支援事業計画

提出・問い合わせ先 こども未来課保育担当（〒816-8501春日市役所）

☎(981)0119 📠(584)1115 📠1015366

✉ kodomo@city.kasuga.fukuoka.jp

市は、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、地域子ども・子育て支援事業の一層の充実、確保を図ることを目的として「第3期春日市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

この計画（案）を公表し、意見を募集します。

**対象** 市に居住、または通勤・通学する人など

※詳しくは市ウェブサイトを見てください。

**公表場所** 市ウェブサイト、情報公開コーナー（市役所1階）、こども未来課窓口（市役所2階）、子育て支援課窓口（いきいきプラザ）

**提出方法** 1月23日（休）（必着）までに市ウェブサイトまたは郵便、窓口、ファクス、Eメールのいずれかで計画名、意見、住所または通勤・通学先、氏名、電話番号を記入し提出する

※提出された意見は、計画策定における検討材料とし、意見の概要および計画書への反映内容を後日公表する予定です。





## 春日市景観計画 住民説明会を開催します(申込不要)

問い合わせ先 都市計画課計画担当

☎(584)1111(代) ☎(584)1143 ID 1015313

市は、良好な景観の保全・形成を図ることを目的として、景観計画の策定を進めています。

この計画(案)について、住民説明会を開催します。誰でも参加できます。

日時 1月25日(土)

午前10時～正午

場所 市役所大会議棟大会議室



## 前納がお得です 国民年金保険料の支払い方法が選べます

問い合わせ先 南福岡年金事務所国民年金課

☎(552)6112(自動音声案内②→②を押す)

☎(541)7649

国民年金保険料の支払いは、口座振替、クレジットカード納付、納付書払いが選べます。

また、一定期間の保険料をまとめて支払う前納制度があり、前納期間(1カ月(当月末振替)、6カ月、1年、2年)に応じた割引があります。

※1カ月前納は口座振替のみです。

### 令和7年4月からの保険料前納の手続き方法

#### ▷口座振替

2月28日(金)までに預貯金口座を持っている金融機関か、年金事務所で手続きする

※マイナンバーカードがあり、マイナポータルとねんきんネットを連携している人は、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を電子申請することもできます。

#### ▷クレジットカード納付

2月28日(金)までに年金事務所で手続きする

#### ▷現金(納付書)払い(2年前納の場合)

事前に年金事務所に2年前納の申し込みをし、4月に送付される納付書で納付する

※年金事務所に各種様式の郵送を依頼し、手続きをすることもできます。基礎年金番号の分かるものを準備し、電話してください。

※全国の年金事務所でも手続きができます。



## 2月上旬に日本年金機構から発送されます 令和6年分国民年金保険料控除証明書

問い合わせ先

#### ▷南福岡年金事務所国民年金課

☎(552)6112(自動音声案内②→②を押す)

☎(541)7649

#### ▷日本年金機構 ねんきん加入者ダイヤル

☎0570(003)004(ナビダイヤル)

☎03(6630)2525(050で始まる電話からかける場合)

#### 受付時間

#### ▷月～金曜日(祝日を除く): 午前8時30分～午後7時

※火～金曜日は、南福岡年金事務所は午後5時15分までです。

#### ▷第2土曜日: 午前9時30分～午後4時

令和6年中に納付した国民年金保険料の額が記載してある「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は確定申告で使えます。確定申告をする人が家族の保険料を納付している場合、本人だけでなく家族の控除証明額も合わせて申告できます。

また、既にマイナポータルでねんきんネットを利用している人が控除証明書を電子送付サービスで受け取る設定にしている場合は、電子で行う確定申告に使用でき、令和6年分の控除証明書をそのまま受け取れます。マイナポータルでねんきんネットに登録をすると再交付申請ができ、電子送付サービスで控除証明書が受け取れます。詳しくは、日本年金機構ウェブサイトを見てください。

なお、令和6年10月1日以前に保険料を納付した人は11月中旬に発送されています。紛失などで再発行を希望する場合は、本人の基礎年金番号を準備して問い合わせてください。



▲日本年金機構  
ウェブサイト